

留学生生活資金貸付制度要綱

(目的)

第1条 この制度は、大分県内に居住し、NPO 法人大学コンソーシアムおおいた（以下「コンソーシアム」という。）に加盟する大分県内の大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下「加盟大学等」という）において学ぶ外国人留学生が、一時的又は臨時的に多額の出費を必要とし、生活や勉学に支障を来すような場合に、資金の貸付を行うことにより、安心して勉学に励むことができるように支援することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 留学生生活資金の貸付けを受けられる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法第2条の2及び同法別表一の四の表に規定する「留学」の在留資格を有する者
- (2) 大分県内に居住する留学生
- (3) 加盟大学等に在籍する留学生

(貸付対象経費)

第3条 留学生生活資金の貸付けの対象となる経費は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 生活費 一時的な仕送り遅延等における生計維持に必要な経費
- (2) 住宅費 住宅を借りる場合に必要な敷金、礼金等一時的に要する経費
- (3) 医療費 傷病等の治療に要する経費
- (4) 学 費 入学金、授業料及び高額な教材購入等に要する経費
- (5) 時帰国費 やむを得ず緊急に帰国する場合に要する経費
- (6) その他一時的、臨時的に必要な多額の経費

(貸付限度額)

第4条 留学生生活資金の貸付限度額は、1人につき20万円以内とする。

(貸付利息)

第5条 留学生生活資金の貸付けに係る利息は、無利息とする。

(申請方法)

第6条 留学生生活資金の貸付けを受けようとする者は、留学生生活資金貸付申請書（様式1）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる必要書類を準備して加盟大学等の担当窓口を持参し、事前審査を経て、申請書類をコンソーシアムへ送付するよう依頼するものとする。

- (1) 学生証の写し
- (2) 在留カードの写し
- (3) 経費の必要を証明する資料（契約書、請求書、領収書等）
- (4) 定額自動振込サービス依頼書
- (5) 貸付金の振込み先銀行口座の預金通帳

(連帯保証人等)

第7条 留学生生活資金の貸付には、20歳以上で保証能力のある連帯保証人1名を必要とし証明書類を添付する。

2 留学生生活資金貸付申請書には、申請者の指導教官等による所見を必要とする。

(加盟大学等における事前審査)

第8条 加盟大学等は、留学生の貸付申請に係る事前審査を行ったうえ、コンソーシアムへ進達するものとする。

(貸付の決定)

第9条 コンソーシアムは、加盟大学等から留学生生活資金貸付申請書の進達があったときは、書類審査により貸付の決定を行う。

2 コンソーシアムは、前項の審査の結果又は財政上の事情に基づき、貸付額を一部減額すること又は貸し付けないことを決定することができる。

3 コンソーシアムは、留学生に生活資金を貸付けることを決定したときは、留学生生活資金貸付決定通知書(様式2)により加盟大学等を経由して申請者にその旨を通知する。

(貸付金の交付方法等)

第10条 留学生生活資金貸付金の交付は、留学生生活資金貸付申請書に記載されている銀行口座に振り込むことにより行うものとする。

2 前項の貸付金振込みは、申請者が借入証書(様式3)を作成し加盟大学の担当課に提出したこと及び自動振込みサービス依頼手続きを終了したことを、コンソーシアムが確認した後に行うものとする。

(返済方法等)

第11条 留学生生活資金の貸付を受けた者は、2ヶ月以内の据え置き期間の後、20箇月以内で毎月定額を返済しなければならない。ただし、返済完了予定日が在学満了の日を超える場合は、その在学満了日までに返済を終了しなければならない。

2 留学生生活資金の返済は、貸付金の振込先として指定のあった銀行口座から毎月定額を引き落とすことにより行うものとする。

(事務手続)

第12条 この要綱に係る具体的な事務手続は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月18日から施行する。